

## 人権



## 基本的な考え方

当社グループの全社員が遵守すべき行動規範である企業行動指針に“人間尊重・人材開発・労働安全”に関する項目を掲げ、社員の多様性や人格、個性すなわち人権尊重を謳っています。加えて、当社グループの全社員ならびにビジネスパートナーが遵守すべき法令や倫理規範を定めた「グローリー法令遵守規範」においても、差別やハラスメントの禁止を始めとした人権保護に関する項目を掲げ、人権を尊重した事業活動、環境づくりに取り組んでいます。また、各国・地域の法令等を踏まえ、「国際人権章典」や「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関するさまざまな国際規範を理解し、基本的人権を尊重しています。

さらに、当社グループは、国連が提唱する「人権・労働・環境・腐敗防止」についての普遍的原則である国連グローバル・コンパクトへ署名・参加しており、今後も、人権を尊重した経営を進めていきます。

## サプライチェーンにおける人権尊重の取組み

サプライチェーン全体における人権尊重の徹底を図るために、「グローリーグループ責任ある調達推進ガイドブック」を制定し、児童労働や強制労働の禁止、適切な賃金支払い、労働時間の管理など、人権尊重に関する項目を設け、お取引先さまとともに遵守に向けて取り組んでいます。また、「お取引先コンプライアンス・ホットライン」も開設し、お取引先さまからの人権を始めとした相談を受け付けています。

なお、当社グループは外国人技能実習生の受け入れを行っており、関係法令や技能実習制度の趣旨に則り、また当社の企業行動指針に基づく人間尊重の観点からも、適切な技能実

習となるように取り組んでいます。

また、2015年に英国で施行された「英国現代奴隷法」に基づき、Glory Global Solutions (International) Ltd.では、ビジネスパートナーとともに、強制労働や人身売買等を防止すべく取り組んでいる内容について、取締役会で決議した声明を公表しています。2021年度は児童労働や強制労働に関わる事案は発生していません。

## 当社グループ内における差別、ハラスメントなど人権課題の防止

当社グループでは、社内外に相談窓口（ヘルプライン）を設け、人権やハラスメントに関する事項も含めた、コンプライアンス全般に関する相談や意見をすべての従業員から受け付けています。相談窓口への相談により、人権に関する問題が確認された場合は、法務部門や人事部門、関連部門が連携し、その解決・防止に努めています。2021年度は、ハラスメントを含む28件の相談が寄せられ、相談内容に応じて適切に対応しました。

また、差別の禁止やハラスメントの防止など、従業員の人権意識の向上に努め、新任管理職を対象とした研修や国内グループ全従業員を対象にeラーニングを実施するなど、ハラスメント撲滅に向けた教育を行っています。



eラーニングの解説画面の例